

松茂町特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報公表
(女性活躍推進法第 19 条、21 条関係)

特定事業主名：徳島県松茂町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

(令和 7 年度)

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	99.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.5%
全職員	88.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

(令和 7 年度)

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.9%
本庁課長相当職	99.6%
本庁課長補佐相当職	98.3%
本庁係長相当職	101.0%

(2) 勤続年数別

(令和 7 年度)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.0%
31～35年	114.1%
26～30年	99.8%
21～25年	93.9%
16～20年	107.4%
11～15年	98.3%
6～10年	92.3%
1～5年	100.8%

【説明欄】

- ・ 職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上、職員の給与の男女の差異は生じませんが、諸手当の受給状況や男女の職員構成比率等により、職員の給与の男女の差異が生じています。
- ・ 勤続年数の「6～15年」については、育児に係る休業制度を利用している女性が多いことから相対的に女性の給与の割合が低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日現在
管理的地位にある職員	54.2%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 令和8年4月1日現在

区分	
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	52.2%
本庁課長補佐相当職	66.7%
本庁係長相当職	40.9%

IV 女性職員の採用割合(正規職員) (令和7年度)

職種等	全体	女性職員	男性職員	女性割合
一般事務	5人	1人	4人	20.0%
一般事務以外	3人	3人	0人	100.0%

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況 (令和7年度)

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0%	0%	— %	— %
2週間以上1月以下	0%	0%	— %	— %
1月超3月以下	0%	0%	— %	— %
3月超6月以下	66.7%	0%	— %	— %
6月超9月以下	33.3%	0%	— %	— %
9月超12月以下	0%	33.3%	— %	— %
12月超24月以下	0%	33.3%	— %	— %
24月超	0%	33.3%	— %	— %

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度（月平均）
全職員（ア＋イ）	10.3時間
内部部局等（ア）	12.1時間
内部部局等以外（イ）	2.9時間

Ⅶ 年次有給休暇平均取得日数

令和7年	11.4日
------	-------

【説明欄】

- ・月平均時間外勤務は、選挙事務、突発的な災害対応や専門性の高い特定の業務等により、一時的に時間外勤務が避けられない場合があります。
- ・年次有給休暇平均取得日数については、特別休暇である夏季休暇（1年につき7日取得）、や看護休暇等が充実している中で、平均取得日数は安定して推移しています。